

京都市動物との共生に向けた マナー等に関する条例

京都市保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課

1 条例制定の背景

(1) 京都動物愛護憲章の制定

京都市では、平成26年12月12日に、人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会の具体的な姿を示し、今後の動物愛護行政のよりどころとなる「京都動物愛護憲章」を、全国で初めて、府市協調により京都市と共同で制定しました。この憲章は、人が動物を通じて他人に迷惑をかけないとの考え方に立ち、動物との正しい関わりを考えましょう、人にも動物にも心地よいまちをつくりましょうなどの5つの項目と15の具体的な取組例を掲げており、飼い主のマナー向上などに積極的に取り組んでいくものとなっています。

(2) ふん尿被害対策プロジェクトチームによる検討

一方、犬、猫などのふん尿被害については、市民の方からの苦情や相談が後を絶たず、議会においても対策を求める意見があったことから、平成25年12月に庁内プロジェクトチームを設置して、検討を進めました。その結果、既存の法令では規制の具体性に乏しく、罰則もないことから、ふん尿被害の主な原因となっている一部のマナー意識の低い飼い主に對する抑止力として十分に機能していない、そのために罰則等の実効性のある措置を定めた条例が必要という結論に達しました。そこで、人と動物の共生のまちづくりに向けて、動物に関わる全ての人が高いモラルと

責任を持って行動していただけるように、人と動物の共生の理念を謳う動物愛護憲章、これに加えて、ふん尿被害をはじめとする動物による迷惑事象の発生を防止するための規範として、新たな条例を定めることになりました。

(3) 犬猫等のふん尿被害等の状況

本市に11ある保健センターに寄せられた、犬猫のふん尿被害等の迷惑事象による被害状況ですが、平成22年度から平成26年度までの平均で、犬猫を合わせた苦情件数は、年間約1700件となっています。このうち、ふん尿被害が約900件と、半数以上を占めている状態です。

犬については、ほとんどの飼い主が散歩時

京都市では、適正な動物の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、不適正な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、人と動物の共生する社会の実現に資することを目的として、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を制定した（条例第76号として平成27年3月27日公布、一部を除き同年7月1日から施行）。

「京都動物愛護憲章」（平成26年12月制定）の「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との基本的な考え方に立って、犬猫等のふん尿被害をはじめとする動物による迷惑事象に対して、具体的な規制行為等を示すとともに、違反に対する罰則等の実効性ある措置を定めるものである。

違反者がふん尿被害の原因者となつていくことが分かつており、これにどう対応していくかが課題でした。

また、猫のふん尿被害については、自宅の庭などに排せつをしていくといったものがほとんどであり、飼い猫の放し飼いや、餌やりで野良猫が集まるのが原因であるとして、対策を求める声がありました。その他の動物では、鳩のふんによる被害を訴える声が多く、やはり餌となる物を与えることが問題でした。

条例の内容は、このような被害の状況を踏まえて検討をしたものです。

2 条例の内容

(1) 条例の概要

条例は、第1章 総則(第1条～第6条)、第2章 動物の適正な取扱い(第7条～第10条)、第3章 雑則(第11条～第13条)、第4章 罰則(第14条～第16条)の全4章16条からなっています。

(2) 条例の目的(第1条)

動物の適正な取扱いについて定め、動物による人の財産等への侵害、すなわち迷惑事象の防止や、生活環境の保全を通じて、人と動物の共生する社会の実現を目指す「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動愛法」

という。)及び京都府の「動物の飼養管理と愛護に関する条例」に沿うものとして、第1条において、適正な動物の取扱いに關し必要な事項を定めることにより、不適正な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、もつて生活環境の保全を図るとともに、人と動物の共生する社会の実現に資することを条例の目的として規定しています。

なお、本条例は、動愛法第9条の「地方公共団体は、(中略)動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。」との規定を踏まえて制定しています。

(3) 所有者等、本市、市民等の責務(第3条、第4条、第5条、第6条)

本条例では、3つの活動主体を想定しています。所有者等(所有者又は占有者、すなわち飼い主)、本市、観光客等も含めた市民の三者です。三者は、それぞれに責務を有するとともに、人と動物の共生する社会の実現に向けて相互に果たす役割を理解し、協力するものとしています。

(4) 所有者明示(第3条第2項)

犬猫の盗難や迷子の防止、保護された犬猫の返還を容易にするほか、飼い主の責任意識を大きく向上させる効果があることから、第3条第2項において、犬猫の所有者は、マイクログリップ等により所有者明示に努めなければならないことを規定し、その装着を推進することとしています。

(5) 飼い猫の屋内飼養(第3条第4項)

放し飼いの猫は、ふん尿被害をはじめとする様々な迷惑事象を発生させるほか、伝染病の罹患や寄生虫の寄生などの健康面や、交通事故や喧嘩による負傷、盗難などの安全面でのリスクがあります。このため、本市では、猫の適正な飼い方として、室内飼養の徹底を図るため、第3条第4項において、猫の所有者等は、飼い猫を屋内において飼養し、及び保管するよう努めなければならないこととしています。

(6) 多数飼養の届出(第7条)

動愛法第9条の規定を踏まえ、多数の犬猫の飼養は、周辺的生活環境への影響が大きく、動物の虐待(ネグレクト)にもつながることから、飼い主の注意喚起や適正な飼育についての啓発を図るため、第7条において、多数飼養の届出義務を規定しています。

届出が必要となる頭数は、犬は5頭以上、猫は10頭以上、犬猫合わせた場合は10頭以上

としています。届出がないときは、1万円以下の過料としています（第16条）。

（7）飼い犬のふん尿被害防止策（第3条第3項、第8条）

条例では、第8条第1項において犬の飼い主にふんの回収用具の携帯義務を、第2項においてふんの回収義務を規定しています。回収用具の不携帯には罰則はありませんが、ふんの不回収については3万円以下の過料としています（第15条）。

なお、尿の問題を含めた被害予防のため、第3条第3項において、犬の飼い主に、あらかじめ、自宅において排せつさせるよう努めなければならぬことを規定しています。散歩と排せつを切り離し、散歩を運動のためだけのもので、公共の場所では排せつをさせないという飼い方、しつけの普及を図ることとしています。

（8）不適切な給餌の禁止等（第9条）
ア 不適切な給餌の禁止

第9条第1項において、市民等（市民及び観光旅行者その他の滞在者）に対し、野良猫や鳩など、所有者等のない動物に餌を与えるときは、適切な方法により行うこととし、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならないことを規定しています。

同項違反について直接の罰則はありません

が、不適切な給餌に起因して周辺の住民の生活環境に支障が生じていると認めるときは、必要な措置を採ることを勧告することができるとしています（第10条第1項）。また、勧告に係る措置が採られないときは、相当の期限を定めて、勧告に係る措置を採ることを命じることができるとしており（同条第2項）、同命令違反については5万円以下の過料を定めています（第14条第1号）。

イ 市民等が遵守すべき基準

適切な給餌の方法については、第9条第2項において、市長が市民等が遵守すべき基準を定めることができると規定しています。

3 議案の修正

平成27年3月20日の市会本会議において、条例議案は、賛成多数により議決されました。その際、条例の名称が「動物が迷惑」との誤解を招きかねない、また、条例について周知が必要として、議案について名称及び施行期日の修正がなされるとともに、附帯決議が付されました。

【修正議決の内容】

修正点	条例案	修正のうえ可決された条例
条例の名称	京都市動物による迷惑等の防止に関する条例	京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例
施行期日	平成27年4月1日	平成27年7月1日※

※ ただし、罰則規定についての施行期日を除く。
罰則規定についての施行期日は、平成27年10月1日から（当初条例案からの修正なし）

4 条例に基づく取組

（1）人と動物の共生に向けた新たな仕組みの構築

ア マイクロチップ装着の助成

条例において犬猫の所有者明示の努力義務を定めたことを受け、公益社団法人京都市獣医師会と協力し、平成27年5月から、犬猫のマイクロチップ装着を無償で受けられる制度を実施しています（情報登録料1000円は実費負担要）。

イ 譲渡事業の推進

平成27年5月開所の京都動物愛護センター

において、十分な世話ができないことから収容中に死亡してしまうことも多い生まればかりの子猫を、自宅で一時的に預かり、譲渡に適した月齢となるまで、目の行き届いたきめ細やかなお世話をしていただく「子猫の一時預かり在宅ボランティア」を開始するなど、京都府と共同して、犬猫の譲渡事業を広域的に展開し、譲渡数を増加させる取組を実施しています。

ウ 野良猫に対する取組の推進

猫は屋内で飼養することが正しい飼い方で、野良猫は、病気や事故の危険にさらされ、餌を得にくく、雨や寒さのげません。また、ふん尿等が人の迷惑にもなるなど、猫にとっても人にとっても望ましいものではありません。

このため、現にいる野良猫は飼い猫としていくなど、できる限り良好な生存環境の下に置くとともに、これ以上増やさず、将来的にはなくしていくことを念頭に、次の取組を行いました。

(ア) 適切な給餌の方法の明確化

条例の骨子案について市民意見を募集した際、「不適切」の基準を具体的に明らかにすべきとの意見がありました。これを受け、条例第9条第2項の規定に基づき、環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライ

ン」における「地域猫」の要件を踏まえ、周辺住民に理解を得られるような適切な給餌の方法についての具体的な遵守基準を定め、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例第9条第2項の規定に基づく適切な給餌の方法に関し市民等が遵守すべき基準」(平成27年4月1日京都市告示第32号)として告示し、適切な給餌の方法を明確にしています。

【条例第9条第2項に基づく適切な給餌の基準の要旨】

野良猫に反復、継続して給餌する場合に適用する。

- この基準とは別に地域で合意したルール等があれば、この基準による必要はない。
- 周辺に給餌者、連絡先を示し※、説明や問題への対処等を行う。
- 地域住民を含める。複数名での実施に努める。
- 自宅や了解を得た場所で行う。
- 早朝深夜を避け、決まった時間帯に行う。
- 残飯ゴミを放置しない、置き餌をしない。餌は適切に扱う。
- ふん尿等はすみやかに処理する。トイレを設置する。周辺宅のふん尿も処理する。
- 避妊去勢した猫以外へは給餌せず、頭数を増やさない。

この基準とは別に地域で合意したルール等があれば、この基準による必要はない。

- 野良猫の保護譲渡に取り組む。
- ※ 市に届け出て、給餌場所に番号等を掲示することに代える場合は、直接、周辺住民に示さなくともよい(野良猫給餌届出揭示制度。左記(ウ)参照)。

(イ) まちねこ活動支援制度の要件緩和

市民意見募集の際、自治会、町内会等の単位で適切に野良猫を管理する取組を登録し、本市が無償で避妊去勢手術の実施等の支援を行う「まちねこ活動支援制度」の実施要件について、「町内会の同意(地域の理解)を得ることが困難」、「実施に3人も集められない」など、「まちねこ活動はハードルが高い」との意見がありました。これを踏まえ、「町内会の同意」は同活動の基本であるため要件を緩和しないものの、条例の施行にあわせて、実施人数は「3人以上」から「原則2人以上」に要件を緩和し(ただし、猫が10頭以上の場合は3人以上)、明確な地域合意の下での取組が一層進むよう、より利用しやすい制度としました。

(ウ) 野良猫給餌届出揭示制度の新設

市民意見の募集の際、「まちねこ活動以外にも、適切な活動が地域で妨げられないよう、登録制度ができないか。」との意見がありました。これを踏まえ、条例の施行にあわせて、町内会等の同意を得られないなど、「まちね

「活動支援制度」の要件を満たすことができ
ないものでも、同活動と同様に、野良猫を適
切に管理し、かつ、避妊去勢手術や譲渡等に
取り組む活動については、任意に届け出て、
届出済標の交付を受けることができる「野良
猫への給餌に係る届出揭示制度」を新設し、
本市が助言、指導することで、周辺の生活環
境に悪影響を与えることなく、地域の合意を
得られる活動へと繋げていく仕組みを整えて
います。

(2) 地域ぐるみでの啓発活動の実施

動物と関わる方のマナー意識の向上に向け
ては、繰り返し、地域ぐるみで呼びかけるこ
とにより、地域の目がある中でマナー違反を
しにくい風土を築いていく必要があります。

このため、本市では、地元町内会や保健協
議会、市政協力委員、動物愛護団体、市内の
大学生の皆さんなどと共に、啓発物品の配布
によるマナー向上の呼びかけや、巡回アピー
ル、野良猫、飼い犬のふん拾い等を行う地域
ぐるみでの啓発活動に取り組んでおり、地域
における機運の高まりにつなげています。

5 最後に

この条例は、制定の過程において、主に野
良猫への不適切な給餌の規制について注目を
されました。しかし、これまで述べたように、

この条例は、野良猫への不適切な給餌を規制
するだけではなく、犬や飼い猫等も含め、人
に身近な所で、人が動物を通じて迷惑事象を
生じさせることを防止するうえで必要な事項
を定めたものです。

また、野良猫についても、給餌の是非は本
来の問題ではなく、本市においては、現にい
る野良猫は飼い猫としていくなど、できる限
り良好な生存環境の下に置くとともに、これ
以上増やさず、将来的にはなくしていくこと
が基本と考えています。

条例の施行後、条例の制定や周知を受けて、
苦情件数は以前より増加しています。しかし、
不適切な給餌の禁止を明記し、また、適切な
給餌方法を基準で具体的に示したため、保健
センターにおいて、不適切な給餌が認められ
ないものであることや、給餌の方法で是正す
べきことなどを明確にした指導をすることが
できるようになっています。このため、不適
切な給餌をやめたり、給餌方法を是正したり
するなど改善が図られる事例が見られ始めて
います。

ふん尿被害等の苦情数の推移によってこの
条例の効果を見るには、もう少し、期間の経
過が必要ですが、本市では、この条例により、
まずは、動物と関わる方の行動に高いモラル
と責任を求めるとともに、条例の制定に合わ

せて整えた新たな仕組みによる取組を推進
し、人にも動物にも心地よいまちを築くこと
で、すべての人から動物愛護について理解を
得ることができ、人と動物が共生できる社
会に向け、着実に取組を進めていきたいと考
えています。

なお、本条例については、京都市のインタ
ネットホームページにおいて、内容を詳しく
御紹介しています。

【情報の場所】

京都市情報館（京都市のインターネット
公式ホームページ）

トップページ／暮らしの情報／ペット／
動物愛護・狂犬病／京都市動物との共生に
向けたマナー等に関する条例（野良猫への
適切な給餌の基準等、条例に関する情報の
まとめページ）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000181226.html>